おおた環境チャレンジ協定書

太田市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙が太田市内において行う事業活動について、相互の信頼関係のもとで環境保全を推進するという理念に基づき、協働して持続的発展が可能な社会の実現にチャレンジするため、次のとおりおおた環境チャレンジ協定(以下「協定」という。)を締結する。

(目的)

第１条　この協定は、地球環境の保全が世界共通の重要課題であることを認識するとともに、乙が自主的かつ積極的にチャレンジすべき環境保全活動を定め、乙の環境保全への取り組みを推進することで、地球の未来をおおたから守ることを目的とする。

（基本姿勢）

第２条　乙は、環境関係法令を遵守し、この協定で定める条項の履行に努めるものとする。

２　甲と乙は、地域住民の健康と生活環境の保全を図るとともに、地球環境の保全に資するため積極的に協力するものとする。

　　３　乙は甲が実施する環境保全に関する施策に協力するものとする。

（環境マネジメントシステム）

第３条　乙は、自主的かつ積極的に環境保全に関する取り組みを進めるため、環境マネジメントシステム又はそれに準ずる体制を構築し、その運用に努めるものとする。

（地球温暖化等防止対策の推進）

第４条　乙は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素等の物質、オゾン層破壊の原因となるフロン類、酸性雨の原因となる窒素酸化物等の大気中への排出の抑制に努めるものとする。

（省資源化等の促進）

第５条　乙は、環境への負荷の低減を図るため、資源を再利用し、廃棄物が減量されるように努めるものとする。

　　２　乙は、環境への負荷の低減に資する原材料、製品等を使用し、資源が循環利用されるよう努めるものとする。

（エネルギー対策の推進）

第６条　乙は、エネルギーの使用を節約するとともに、再生可能エネルギーの利用の合理化に努めるものとする。

（化学物質汚染対策の推進）

第７条　乙は、化学物質による環境の汚染を防止するため、適切な安全管理に努めるものとする。

（環境整備等）

第８条　乙は、事業所の敷地内及びその周辺環境の整備に努めるとともに、甲が行う環境整備のための施策に協力するものとする。

（環境教育の推進）

第９条　乙は、事業所に勤務する者が環境保全についての理解を深め、環境保全活動を行う意欲を高めるため、環境学習の機会の提供等に努めるものとする。

（細目協定）

第１０条　乙は、環境保全に係る事項を誠実に実施するため、この協定の締結後に当該事項に係る具体的な措置を定めた『環境チャレンジ細目協定』（以下「細目協定」という。）を甲と締結するものとする。

　　　２　乙は、細目協定に定められた事項について、別に定める『環境チャレンジレポート』等により、甲に報告するものとする。

(自主管理目標の設定)

第１１条　乙は、細目協定に定められた事項について、環境への負荷を低減するための自主管理目標及び当該目標を達成するために必要な方策を定めた『環境チャレンジレポート』を作成し、甲と協議の上速やかに甲に提出するものとする。

(公害防止対策の推進)

第１２条　乙は、その事業活動により騒音、振動、水質汚濁、大気汚染、及び悪臭等の公害を発生させることのないよう、未然防止対策に努めるものとする。

(緊急時の措置)

第１３条　乙は、故障、破損等の事故等により汚染物質等を発生し、排出し、又は飛散させるおそれがあるときは、拡散防止措置を講ずるとともに、速やかに甲に報告するものとする。

２　前項の場合であって、人の健康又は生活環境に係る著しい被害を生じさせるおそれがあると甲が認めるときは、その求めに応じ、必要な措置を講ずるものとする。

（関連企業）

第１４条　乙は、占有又は管理する敷地内に所在する関連企業（甲と環境チャレンジ協定を締結するものを除く。）については、この協定の趣旨に基づき、指導及び監督に努めるものとする。

（事業者同士の連携）

第１５条　乙は、環境への負荷の低減その他環境保全に自ら努め、甲が実施する環境保全に関する施策に協力するため、この協定を締結した事業者その他この協定の趣旨に賛同する事業者との連携に努めるものとする。

（報告及び公表）

第１６条　乙は、第１１条の規定による『環境チャレンジレポート』に定めた事項について、年度（乙が設定する年度をいう。）の開始から３ヶ月以内に前年度の状況及び新年度の計画を甲に報告するものとする。

　　　２　甲は、前項の規定による報告を受けた場合において、この協定又は細目協定で定める環境への負荷の低減を達成するための優れた方策、環境への負荷を低減した成果、環境への負荷を低減するための取り組み等があったときは、乙と協議の上、甲のホームページ、環境白書等により、その内容を公表することができるものとする。

（見直し）

第１７条　この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、この協定に定める事項に疑義を生じたとき、又はこの協定について変更を要する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の効力等）

第１８条　この協定は、締結日から５年間その効力を有する。

　　　２　前項に定める期間の満了の日の１月前までに甲乙いずれからも何らの申出がないときは、この協定はさらに１年間継続されるものとし、以後も同様とする。

（公害防止協定の失効）

第１９条　この協定の締結以前に甲乙間で公害防止協定が締結されていた場合、この協定が締結されたときにその効力を失うものとする。

　この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

　　年　　月　　日

甲　　群馬県太田市浜町２番３５号

太田市長　穂積　昌信

　　　　　　　　　　　乙

おおた環境チャレンジ細目協定書

太田市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、　　　　年　　月　　日付けで甲乙間で締結した、おおた環境チャレンジ協定（以下「協定」という。）第１０条第１項の規定に基づき、次のとおりおおた環境チャレンジ細目協定（以下「細目協定」という。）を締結する。

第１章　地球環境保全対策の推進

（地球温暖化防止対策）

第１条　乙は、地球温暖化を防止するため、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量の現状を把握し、温室効果ガスの排出量の削減に努めるものとする。

　　２　乙は、二酸化炭素排出量の積極的な削減に努めるものとする。

（オゾン層破壊物質の排出の抑制）

第２条　乙は、オゾン層を保護するため、オゾン層を破壊する物質を大気中に排出しないよう努めるものとする。

（窒素酸化物等の排出量の削減）

第３条　乙は、大気汚染及び酸性雨を防止するため、窒素酸化物及び硫黄酸化物の排出量（自動車が排出するものを除く。）の現状を把握し、窒素酸化物及び硫黄酸化物の排出量の削減に努めるものとする。

（周辺環境の整備）

第４条　乙は、事業所の敷地内及びその周辺において、清掃活動、水路の浄化活動、緑化活動及びその適正管理、その他環境保全に関する自主的な活動に努めるものとする。

第２章　資源の循環利用の促進

（廃棄物の減量化及び再資源化）

第５条　乙は、その事業活動によって生じる廃棄物について、その発生の抑制を進めるとともに、廃棄物の排出量の現状を把握し、製品の再利用及び廃棄物の再資源化率の向上に努めるものとする。

（拡大生産者責任理念）

第６条　乙は、製品を開発し、製造し、加工し、及び流通させるときは、これらの各段階において、廃棄物の発生を抑制できるように努めるものとする。

　　２　乙は、その製造する製品が使用済みになったときに、環境への負荷の低減を図ることが容易となるように、設計の段階及び素材の選択の段階から有害性を排除し、リサイクルが容易となるように努めるものとする。

(再生可能エネルギーの利用)

第７条　乙は、化石エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素等による地球温暖化を防止するため、再生可能エネルギーの導入及び利用に努めるものとする。

（グリーン購入の促進）

第８条　乙は、その事業活動において使用する商品の購入の現状を把握し、長期使用が可能な商品、再利用が可能な商品、再生資源を利用した商品その他環境への負荷が少ない商品の購入を現状より増やすよう努めるものとする。

　(ゼロエミッションへの転換推進)

第９条　乙は、この細目協定に定める資源の再資源化に関する措置のほか、他の事業者との連携等その他措置を講ずることにより、乙のゼロエミッション化に努めるものとする。

第３章　自動車交通公害の防止

（エコドライブの実施）

第１０条　乙は、事業活動において自動車（移動、運搬他）を使用する場合は、エコドライブの実施に努めるものとする。

　　　２　乙は、エコドライブ支援装置の使用や燃費の記録等により、エコドライブの普及啓発に努めるものとする。

（アイドリングストップの促進）

第１１条　乙は、外気温が著しい高温または低温である場合を除き、その事業活動において使用する自動車のアイドリングストップに努めるものとする。

　　　２　乙は、駐車場、自動車ターミナルその他の自動車の出入りする場所において、アイドリングストップの普及啓発に努めるものとする。

（物流の合理化）

第１２条　乙は、資材、製品等の共同輸送システムの導入その他物流の合理化に努めるものとする。

第４章　化学物質の管理適正

（化学物質の排出量等の削減）

第１３条　乙は、その事業活動において、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律における第一種指定化学物質を使用する場合、その排出量及び移動量の削減に努めるものとする。

第５章　大気環境保全対策

（燃焼機器の使用燃料）

第１４条　乙は、燃焼機器を使用する場合、その燃料はガス、灯油、硫黄分0.5％以下のA重油等の低硫黄燃料の使用に努めるものとする。

（小規模燃焼機器の制限）

第１５条　乙は、大気汚染防止法の規制対象外の小規模燃焼機器を使用する場合は、「低NOｘ型小規模燃焼機器の推奨ガイドライン(環境省)」に定める「推奨ガイドライン値」を満たしたものを使用するよう努めるものとする。

（削減協力）

第１６条　乙は、光化学オキシダントの注意報又は警報が発令されたときは、燃料使用量の削減に努めるものとする。

（メンテナンス）

第１７条　乙は、大気汚染物質を発生させる施設を設置し、使用する場合は、当該施設について適切なメンテナンスを行い、大気汚染物質の排出抑制に努めるものとする。

第６章　水環境保全対策

（未規制事業場）

第１８条　乙は、事業場からの排出水が水質汚濁防止法及び群馬県の生活環境を保全する条例による排水基準の適用を受けない場合については、群馬県未規制事業場指導基準を遵守するものとする。

（マイクロプラスチックによる水環境汚染の防止対策）

第１９条　乙は、マイクロプラスチックによる河川及び海洋の汚染の原因となる、プラスチック製の廃棄物、破片、削りかす等が敷地外へ飛散、流出しないよう努めるものとする。

（排水の化学物質に係る水質基準）

第２０条　乙は、公共用水域に排出する排出水に含まれる化学物質については、環境省が設定する要監視項目のうち、公共用水域における指針値の10倍を超えないよう努めるものとする。

（事故の防止）

第２１条　乙は、事業場における油類、有機溶剤、酸、アルカリ等の薬品の取り扱い及び保管は消防法をはじめとする諸法令に基づき管理を行い、流出、漏洩、地下浸透防止の措置を講ずるものとする。

（油流出防止対策）

第２２条　乙は、油類の公共用水域への流出の防止の対策として、油処理剤、油吸着材、オイルフェンスその他油を処理し、又は流出を防ぐための資材を常備するものとする。

　　　２　乙は、管理し、又は占有する敷地の地先の公共用水域で油類が流出している場合であって、原因者が不明なときは、その拡散防止又は除去について甲に協力するものとする。

（放流先水路の保全）

第２３条　乙は、排出水を排出する公共用水域を定期的に調査し、排出水が周辺の動植物や利水者に被害を与えないよう努めるものとする。

（自主点検）

第２４条　乙は、排出水の汚染状況を定期的に検査し、その結果を記録し、保存するものとする。

　　　２　乙は、排水処理施設及び薬品類の貯蔵施設、配管等を定期的に点検し必要な措置を行うものとする。

第７章　土壌・地下水環境保全対策

（地下水保全対策）

第２５条　乙は、節水、冷却水の循環使用、生産工程水の再利用、雨水の積極的な利用その他必要な措置により、地下水使用量の抑制に努めるものとする。

　　　２　乙は、管理し、又は占有する敷地内においては、地下水を涵養するため、透水性舗装、浸透桝、浸透溝、浸透トレンチその他雨水の浸透の効果が高い施設の設置に努めるものとする。

（未規制事業場）

第２６条　乙は、事業場が水質汚濁防止法及び群馬県の生活環境を保全する条例の規制を受けない場合であっても、有害物質を製造、使用、処理及び貯蔵等する事業場にあっては、土壌・地下水汚染が生じないよう努めるものとする。

（土壌汚染防止対策）

第２７条　乙は、有害物質（土壌汚染対策法第２条第１項に定める特定有害物質をいう。）を使用する場合は、地下水における有害物質の濃度の監視に努めるものとする。

　　　２　乙は、環境省が地下水要監視項目として設定する化学物質（以下「特定自主管理物質」という。）を含む水を、地下に浸透させないよう努めるものとする。

　　　３　乙は、特定自主管理物質を使用する場合は、地下水における特定自主管理物質の濃度の監視に努めるとともに、環境省が設定する地下水要監視項目の指針値を超える場合には、その対応を甲と協議するものとする。

第８章　騒音及び振動の防止対策

（未規制事業場）

第２８条　乙は、事業場が騒音規制法、振動規制法及び群馬県の生活環境を保全する条例による規制対象外であっても、騒音規制法、振動規制法及び群馬県の生活環境を保全する条例の規制に準ずる管理をし、周辺の生活環境を阻害させないように努めるものとする。

（騒音及び振動の測定）

第２９条　乙は、その敷地の近隣地域に住宅がある場合は、その事業活動において発生する騒音又は振動について、その敷地境界における騒音又は振動の状況を測定するものとする。

第９章　悪臭防止対策

（悪臭発生施設の適正管理）

第３０条　乙は、その事業活動に伴って発生する臭気が周辺の生活環境へ影響を及ぼさないように、定期的に、悪臭を発生する施設及び当該悪臭を防止する施設の稼働状況が正常であるかどうかの確認を行い、当該施設に異常等が認められる場合は、速やかに施設の修理等を行うものとする。

（臭気測定）

第３１条　乙は、その敷地の近隣地域に住宅がある場合は、その事業活動に伴って発生する臭気について、悪臭発生施設の排気口及び敷地境界における臭気の濃度を定期的に測定するものとする。

　　　２　乙は、悪臭の測定においては臭気指数による評価を行うものとする。

第１０章　その他

（光害の防止対策）

第３２条　乙は、その事業活動のため使用する照明から出る光が不必要な方向に漏れ、周辺の生活環境、交通、動植物へ影響を及ぼさないように、照明の設置方法や配光の配慮に努めるものとする。

（環境フェア等への参加）

第３３条　乙は、事業者及び市民の間に広く環境の保全及び創造についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲を高めるために甲が行う環境フェア等の行事に積極的に参加するものとする。

（見直し）

第３４条　この細目協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又はこの細目協定に定める事項に疑義を生じたとき、もしくは変更を要する必要が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

（この協定の効力）

第３５条　この協定細目は、締結日から５年間その効力を有する。

　　　２　前項に定める期間の満了の日の１月前までに甲乙いずれからも何らの申出がないときは、この細目協定はさらに１年間継続されるものとし、以後も同様とする。

この細目協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通ずつを保有するものとする。

　　年　　月　　日

　　甲　群馬県太田市浜町２番３５号

太田市長　穂積　昌信

　　　　　　　　　　　　乙